平成２５年（フ）第１１９号
千葉県鎌ケ谷市西佐津間１丁目４番２号、開始決定時の住所群馬県吾妻郡東吾妻町大字本宿3276番地44
破産者　島津　米子
1　決定年月日　平成25年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１３５号
群馬県伊勢崎市西小保方町526番地16　ＢＢハイツ201
破産者　遠藤　秀一
1　決定年月日　平成25年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１５６号
群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町2960番地１八幡原団地―303
破産者　島津　　信
1　決定年月日　平成25年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１８０１号
横浜市青葉区元石川町7421番地
破産者　佐藤みどり
1　決定年月日　平成25年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８０２号
横浜市青葉区成合町442番地１　東周興業内
破産者　佐藤　周二
1　決定年月日　平成25年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７号
新潟県阿賀野市福井549番地
破産者　伊藤　光男
1　決定年月日　平成25年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第４３号
山梨県大月市猿橋町殿上585番地６、破産開始決定時の住所山梨県大月市猿橋町桂台２丁目８番地11
破産者　上野　隆司
1　決定年月日　平成25年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２５年（フ）第４４号
山梨県大月市猿橋町殿上585番地６、破産開始決定時の住所山梨県大月市猿橋町桂台２丁目８番地11
破産者　上野理恵子
1　決定年月日　平成25年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２５年（フ）第４６号
山梨県富士吉田市松山1272番地の３
破産者　鞍谷　　守
1　決定年月日　平成25年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２５年（フ）第４５号
長野県佐久市原466番地１　アコシスト・アルモニィ303号
破産者　河津　敏也
1　決定年月日　平成25年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第３９号
岐阜県不破郡関ケ原町大字関ケ原3072番地の５
破産者　岩元　雅信
1　決定年月日　平成25年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第４９号
岐阜県大垣市浅草２丁目41番地４
破産者　堀　　健造
1　決定年月日　平成25年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第８６号
静岡県富士市中之郷132番地の15、住民票上の住所静岡県沼津市西添町27番地の12
破産者　松田　啓太
1　決定年月日　平成25年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１３３号
静岡県富士宮市野中913番地サニーフォレスト307、前住所静岡県富士宮市山本350番地の39
破産者　深澤　明美
1　決定年月日　平成25年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第４４７号
静岡県浜松市中区西浅田１丁目５番17号　アルコマンション905号
破産者　大塚　義江
1　決定年月日　平成25年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２１５号
大津市日吉台３丁目13番１号　村田美津子方、前住所長野市大字三輪1320番地　ダイアパレス長野大通り314号
破産者　佐藤みゆきこと　李　　宗順
1　決定年月日　平成25年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８９３号
京都府宇治市折居台１丁目４番地の69
破産者　髙棟　俊彦
1　決定年月日　平成25年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１７１号
京都市山科区勧修寺福岡町331番地
破産者　藤原　善一
1　決定年月日　平成25年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係